

令和6年11月21日
練馬区教育委員会事務局
こども家庭部
在宅育児支援担当課

練馬区子育てスタート応援券交付事業（子育て支援講座）に係る 応援券利用協定締結事業者募集要領

1 目的

区では、育児に伴う保護者の身体的、心理的負担の軽減を図り、安心して子どもを産み育てる事ができる環境を整備することを目的として、出生、転入されたご家庭に、「子育てスタート応援券（以下、「応援券」という。）」をお送りしています。

応援券は、区が実施する「育児支援ヘルパー事業」や「乳幼児一時預かり事業」、助産所や産科医療機関が実施する「乳房ケア」などにご利用いただけます。今回、特に区民からの需要が高い、子育て支援に関する講座を実施する事業者を公募します。

応募していただいた事業については、内容等を審査し、本件の対象事業となる場合は、区と協定を締結していただき、利用された応援券の枚数に応じた金額をお支払いします。本要領は、子育て支援講座に係る応援券利用協定締結候補者の審査を行うにあたり、必要な事項を定めるものです。

2 子育てスタート応援券事業について

(1) 利用できる事業

事業名	応援券1枚で利用できる内容
育児支援ヘルパー事業	1時間分が無料
助産師ケア事業	1回の利用にかかる費用のうち2,000円相当まで無料
産科医療機関実施事業	1回の利用にかかる費用のうち2,000円相当まで無料
ファミリーサポート事業	1時間分が無料
乳幼児一時預かり事業	1単位（3時間）分が無料
<u>子育て支援講座</u>	1回の利用にかかる費用のうち2,000円相当まで無料
民設子育てのひろば一時預かり事業	1回の利用にかかる費用のうち2,000円相当まで無料
保育園一時預かり事業	1回の利用にかかる費用のうち2,000円相当まで無料

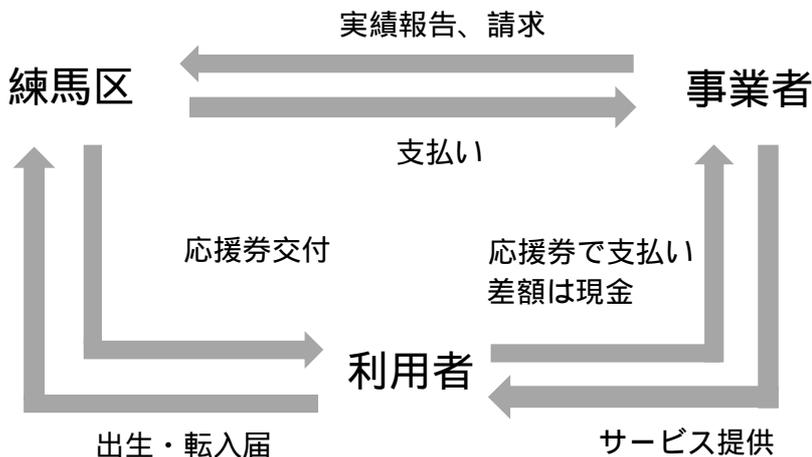
(2) 配布枚数

お子さん 1人あたり 8枚

(3) 有効期限

お子さんが 2歳になった月の末日まで

(4) 交付～利用～請求のイメージ



【子育てスタート応援券枚数、請求金額 具体例】

講座料金	利用者の支払い(応援券)	区への請求
1,000円	1枚	1,000円
1,500円	1枚	1,500円
2,000円	1枚	2,000円
2,500円	1枚+現金500円	2,000円

3 協定の概要

(1) 件名

練馬区子育てスタート応援券交付事業(子育て支援講座)に係る応援券利用協定

(2) 対象事業

産後の母体ケアを目的とした講座・・・ヨガ、ピラティス

親子の愛着形成を目的とした講座・・・ベビーマッサージ、ベブースイミング、リトミックなど

「5 参加資格」を満たす必要があります。

オンラインでの講座は不可とします。

月謝形式は不可になります。1回ごとの支払いが必要です。

(3) 協定期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

令和 8 年度以降は、前年度の実施状況等を踏まえ協定を締結するか決定します。

(4) 履行場所

応募事業者が調達する施設

案内図、平面図の写しを提出してください。

賃貸の場合は、賃貸借契約書など賃貸期間がわかるものの写しを提出してください。なお賃貸借期間満了まで 6 か月以内の場合は、契約更新が確認できる書類の写し(契約更新手続き書類など)も提出してください。

地区区民館等の公的な施設を毎回抽選して押さえているといった場合は、安定した履行ができない恐れがあるため、不可とします。

上記書類が提出できない場合はご相談ください。

(5) その他事項

事業実施にあたっては、参加者の安全を確保することとし、利用者のケガや事故等に対応する保険に加入すること。

利用者に事業実施日や時間、場所、利用方法などを周知するためのホームページを作成・運用すること。

その他、協定書(募集要領別紙 2)の各条項の内容を遵守するとともに、練馬区子育てスタート応援券交付事業実施要綱(募集要領別紙 1)等関係法令を遵守すること。

4 募集事業者数(予定)

5 事業者

5 参加資格

本件に参加できる者は、つぎの要件を満たしている者としてします。

(1) 講座実施予定地が、練馬区内または隣接区市(板橋区、豊島区、中野区、杉並区、西東京市、武蔵野市、新座市、朝霞市、和光市)である者。

(2) 対象事業を、令和 6 年度に週 2 日以上実施する見込みがある者。また令和 7 年度は年間を通じて週 2 日以上実施する者。

複数の施設で行う場合は、複数の施設で週 2 以上の条件を満たせば可。

(3) 特定の政党もしくは政治家または宗教を支持する活動を行わない者。

(4) 個人情報の保護、災害時の対応、苦情対応等、協定書の内容を遵守することができる者。

6 欠格条項

つぎのいずれかに該当する場合は、本件に参加できません。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。)の規定に該当する者。
- (2) 提案書提出時において、「練馬区競争入札参加有資格者指名停止基準」(昭和61年4月1日練総経発第394号)による指名停止期間中である者。
- (3) 「練馬区契約における暴力団等排除措置要綱」(平成22年8月2日22練総経第335号)による入札参加除外措置期間中である者。
- (4) 法人の場合は、法人事業税(特別法人事業税を含む)法人税、消費税及び地方消費税を、個人の場合は、所得税、消費税及び地方消費税を滞納している者。
- (5) 経営不振の状態(会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項に基づき更正手続開始の申立てをしたとき、民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形または小切手が不渡りになったとき等。ただし、区が経営不振の状況を脱したと認めた場合は除く。)にある者。

7 審査の方法

7-1 日程(予定)

募集要領の公表	令和6年11月21日(木)
協定締結希望届、納税証明書提出期限	令和6年12月5日(木)午後5時まで
質問書提出期限	令和6年12月5日(木)午後5時まで
質問回答	令和6年12月13日(金)
応募書類の受付期限	令和6年12月23日(月)午後5時まで
一次審査結果通知(書面・メール)	令和7年1月17日(金)発送予定
二次審査(現地調査・ヒアリング)	令和7年1月29日(水)もしくは同月31日(金)
二次審査結果通知(書面・メール)	令和7年2月上旬(予定)

応募事業者数が多い場合は、1月29日(水)もしくは同月31日(金)の2日間に分けていずれかの日程で実施します。

7-2 協定締結希望届、納税証明書

応募事業者は、「協定締結希望届」、「納税証明書」を以下の要領で提出してください。

- (1) 受付期限
令和6年12月5日(木)午後5時まで
- (2) 提出方法
直接持参(土日祝日を除く)、郵送または電子メールによる

(3) 受付場所

〒176-0012 練馬区豊玉北5-28-3 (子ども家庭支援センター内)

在宅育児支援担当課 子育て事業係

電子メール：[ZAITAKU-IKUJI01^{ゼロイチ}@city.nerima.tokyo.jp](mailto:ZAITAKU-IKUJI01@city.nerima.tokyo.jp)

電子メールの場合は、翌営業日までに着信確認メールを送信しますので、
確認メールが届かない場合は必ずご連絡ください。

(4) 提出書類

協定締結希望届 (様式1)

納税証明書

ア (法人) 令和5年度の法人税、消費税および地方消費税の納税証明書その1

イ (個人) 令和5年度の申告所得税および復興特別所得税、消費税および地方消費税の納税証明書その1

電子メールの場合、スキャナーによる写しでも受け付けますが、令和6年12月23日(月)午後5時までに原本を下記応募書類と一緒に必ず提出してください。

(5) その他

協定締結希望届を提出後、応募を辞退する場合は、令和6年12月23日(月)の午後5時までに辞退届(様式2)を上記(3)受付場所へ提出してください。

提出方法については直接持参、郵送または電子メールとします。

7-3 質問回答

本件に関する質問は、質問書(様式3)に内容を簡潔に記入のうえ、以下の要領で行ってください。

(1) 質問期限

令和6年12月5日(木)午後5時まで

(2) 質問方法

電子メールで送信してください。

なお、翌営業日までに着信確認メールを送信しますので、届かない場合は必ずご連絡ください。

(3) 回答方法

令和6年12月13日(金)に質問者名を伏せた上で、協定締結希望届を提出した事業者全員に電子メールにより回答します。

7-4 応募書類の提出

協定締結希望届を提出した応募事業者は、以下の要領で応募書類を提出してください。

(1) 提出期限

令和6年12月23日(月)午後5時まで

(2) 提出方法

直接持参(土日祝日を除く)または郵送(必着)

持参の際は、事前にご連絡をお願いします。

郵送の場合、特定記録郵便または簡易書留で送付してください。

(3) 受付場所

〒176-0012 練馬区豊玉北5-28-3(子ども家庭支援センター内)

在宅育児支援担当課 子育て事業係

電話 03-5984-5673

(4) 応募書類

つぎの書類について、正本各1部、副本各6部を提出してください。

提出書類は、下記 ア、イ、ア～エの順にフラットファイルに綴じて、各項目にインデックス(見出し)をつけてください。

① 応募事業者に関する書類

ア 事業者概要書(様式4)

イ 事業者パンフレット等(作成している場合のみ)

② 事業に関する書類

ア 子育て支援講座説明書(様式5-1、5-2)

イ 実施場所の案内図、平面図の写し

ウ 賃貸の場合は、賃貸借契約書など契約期間がわかるものの写し

(賃貸借期間満了まで6か月以内の場合は、契約更新が確認できる書類の写し(契約更新手続き書類など))

エ 保険証書の写し

イ、ウ、エについて、契約前等の理由で提出できない場合はご相談ください。

(5) その他

提出期限後の提出された書類の差替え等はありません。ただし、区が追加資料の提出を求めた場合を除きます。

7 - 5 一次審査

参加資格を満たす者の応募数が7者を超えた場合に応募書類および提出物に基づき一次審査を実施します。合計点の高い順に7者程度を一次審査通過とします。審査結果は令和7年1月17日(金)までに書面(電子メール)により通知します。

7 - 6 二次審査

一次審査を通過した者について、令和7年1月29日(水)もしくは同月31日(金)に、現地調査および応募書類の内容についてのヒアリングを行い、区の求める水準以上(配点7割以上)の提案を行った事業者の中から、二次審査の評価が高い5者を協定締結候補者とします。

審査時間は1者あたりおおむね30分（現地調査10分、ヒアリング20分）とします。
審査結果は令和7年2月上旬を目途に、書面（電子メール）により通知します。

7 - 7 評価項目・評価基準

募集要領別紙3のとおり

8 協定締結候補者との協議

区は、上記審査後、協定締結候補者と協議し、協定の詳細な内容を決定します。

9 情報公開

本件業者審査情報（提出書類を含む）は、練馬区情報公開条例（平成13年10月練馬区条例第61条）に規定する公文書に該当するものであり、情報公開に際しては、「プロポーザル方式による業者選定情報に係る情報公開基準」（募集要領別紙4）に準じて取扱います。

10 その他事項

- （1）提出書類の作成および提出等に係る費用は応募事業者の負担となります。
- （2）提出された書類は返却しません。区の所定の保存期間経過後に廃棄します。
- （3）応募書類提出から協定締結までの間に欠格条項に該当することとなった場合は、その時点で失格とします。
- （4）提出された書類に虚偽の記載をした場合は、無効の取扱いとするとともに、虚偽の記載をした応募事業者に対し、指名停止の措置を行うことがあります。
- （5）提出された書類に記載すべき事項の全部または一部が記載されていないものは、無効の扱いとします。
- （6）本件で用いる言語は日本語、通貨は日本円とします。
- （7）事業内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標特権の日本国および日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた一切の責任は応募事業者が負うこととします。
- （8）本件にかかる予算が成立しない場合、区は協定を締結しないまたは解除することができます。なお、これに伴う応募事業者の損失について、区は損害賠償の責を負わないものとします。
- （9）本要領に定めのない事項ならびに本要領に疑義が生じた場合は、協議により定めるものとします。

11 問い合わせ先・担当

〒176-0012 練馬区豊玉北5-28-3

練馬区教育委員会事務局 こども家庭部

在宅育児支援担当課 子育て事業係 小笠原

電話：03-5984-5673

メール：[ZAITAKU-IKUJI01⁰¹@city.nerima.tokyo.jp](mailto:ZAITAKU-IKUJI01@city.nerima.tokyo.jp)